■　免状の**書換え（写真）【1,600 円】**に係る手数料納付

1　京都府庁や各広域振興局の専用窓口で納付する場合は、窓口で発行された「納付済証」を申請書裏面に貼付して申請してください。

○　手数料の納付可能場所（府内 12 カ所）はこちら（京都府ＨＰ）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/3nohubasyo.pdf

○　窓口での納付方法（各総合庁舎で納付する場合）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/1shinkokyoku0213.pdf
（京都府庁本庁で納付する場合）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/2honcho.pdf

2　京都府内の各消防本部・消防署で入手した「納付書」で納付する場合は、納付後に「納税証明書〈納付済証〉」を申請書裏面に貼付して申請してください。

○　納付方法の詳細はこちら（京都府ＨＰ）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/4nouhusyo.pdf

3　ｗｅｂ事前登録後にコンビニ納付をする場合は、以下のリンクから事前登録を行ったうえで、コンビニ店舗で手数料を納付し、発行された申請書用番号（Ｃから始まる９桁）を申請書裏面に記入してください。

○　納付方法の詳細はこちら（京都府ＨＰ）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/webconbini.pdf

申請区分	手数料	URL（京都府専用サイト）
危険物取扱者 書換（写真）	1,600 円（※）	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10135
消防設備士 書換（写真）		https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10140

※　この納付方法は別途コンビニ取扱手数料が発生します。

（注意事項）

・　「写真書換え」とは、免状交付後 10 年以内ごとに免状の写真を新しい写真に取り替える手続きを指します。

・　氏名・生年月日の書換え、本籍の書換え等に係る書換えで、写真書換えを伴わない場合、手数料額は「700 円」となりますので、「免状の書換え（写真以外）に係る手数料納付」のページをご確認ください。

・　免状を亡失・滅失又は汚損・破損された場合、再交付となり、手数料額は「1,900 円」となりますので、「免状の再交付に係る手数料納付」のページをご確認ください。